

# くらし

ある日帰宅すると、小学5年の息子が汚れた服を洗っており、体にあざがありました。聞くと、クラスの複数の男子から無視され、日常的にたたかれたり、蹴られたりしているそうです。息子を守るために何ができるでしょうか。



## Q 小学5年の息子が学校でいじめに遭っている

報する義務があります。通報を受けた小学校は、速やかに息子さんや加害児童へのヒアリングなどの調査を行い、教育委員会に報告せねばならず、相談者は調査結果の提供を受けられることがあります。

小学校は、調査結果に基づき、調査結果を踏まえ、加害児童などへの民事損害賠償請求をすることができ、(なお、息子さんがいじめで負ったけがの治療費については、災害共済給付でカバーされる場合があります)。責任能力が認められる場合は加害児童

## A 法律に基づき学校に通報を

2011年の大津市の中学生の自殺を機に翌々年、いじめ防止対策推進法が成立しました。相談者は、同法やその他の法律に基づき何ができるでしょうか。

相談者は、同法により、息子さんが通う小学校へ通

つぎ、息子さんと相談者への支援、加害児童に対する指導を行うこととされ、息子さんが安心して学習できる環境(加害児童に別室で授業を受けさせるなど)を整えなければなりません。

対し民法上の不法行為責任を、認められない際は加害児童の保護者に監督義務者責任を追究することになります。同時に、小学校に対する監督代行者責任も追及できる可能性があります。

仮に、教職員の対応が不十分で、いじめが解消されなかったとすれば、小学校を設置する自治体に対し、安全配慮義務違反を問うこともできます。相談者は、加害児童の処罰を望むかもしれませんが、警察へ被害届を提出すれば、

子どもが家で学校の話をしなくなった、持ち物をなくすようになったなど、いじめのわずかな兆候に気づいてあげてほしいと思います。

(弁護士・小山 徹)  
◇第1、3水曜に掲載

078-341-1717(神戸)  
078-351-1233(明石、北播磨、山崎、淡路、南たじま、丹波)  
06-4869-7613(阪神、伊丹、宝塚、川西)  
079-286-8222(西播磨)

兵庫県弁護士会  
総合法律センター